

平成 25 年 3 月に日本学生支援機構

**第二種**奨学金が満期になる方へ

**【利率の算定方法の変更について】**

平成 19 年 4 月以降に第二種奨学生に採用された者は、申込時に選択した「利率の算定方法」を変更することができます。希望する方は平成 24 年 11 月 30 日(金)17:00までに、『第二種奨学金「利率の算定方法」変更届』を学生支援課に提出して下さい。書式は学生支援課にあります。なお、人的保証の方は連帯保証人の署名・押印も必要になります。

平成24年10月10日

学生支援課